

## 三重県地球温暖化防止活動推進センター（令和3年度～令和7年度）指定団体募集要項

### 1 募集の趣旨

三重県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「法」という。）第38条の規定に基づき、本県における地球温暖化対策に関する普及啓発等の拠点として、県内の1団体を「三重県地球温暖化防止活動推進センター」（以下、「三重県センター」という。）に指定します。

そのため、この指定を希望する団体を募集します。

### 2 三重県センターが行う事業

三重県センターは、法第38条第2項に規定する次の事業を行うものとします。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員（以下、「推進員」という。）及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- (2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- (3) 上記（2）に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、上記（3）の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- (5) 三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）の達成のために三重県が行う施策に必要な協力をする事。
- (6) 上記（1）～（5）の事業に附帯する事業

### 3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

なお、法第38条第5項により、指定の期間内であっても指定を取り消す場合があります。

### 4 応募資格

応募できる団体は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人（NPO法人）であって、以下の各号の要件を満たすものとします。

- (1) 定款又は寄付行為の目的に、地球温暖化対策等環境保全に係る取組を行う旨が記載されていること。
- (2) 県内に事務所(事務的な作業ができるスペース及び相談スペースが確保されていること。)

を有し、過去3年間において、県内において地球温暖化対策等環境保全に関する普及啓発、調査・研究等の活動実績があること。

- (3) 上記事務所に三重県センターの活動を行う常勤の職員を配置できること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (5) 特定の公職にある者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う団体でないこと。
- (6) 暴力団でないこと又は暴力団もしくはその構成員等の統制下にある団体でないこと。

## 5 説明会の開催

説明会を下記の日程で実施します。

日時：令和2年12月25日（金）13時30分～14時30分

場所：オンライン開催

出席される場合は、下記のお問い合わせ先に12月24日（木）15時までに必ずご連絡ください。（オンラインの詳細は、ご連絡いただいた後にお伝えします）  
なお、説明会への参加は、応募の必須条件ではありません。

## 6 応募の受付

- (1) 募集期間 令和2年12月22日（火）から令和3年1月19日（火）まで
- (2) 提出書類

ア 三重県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（別添様式1）

指定申請書には、次の書類を添付してください。

〔添付書類〕

- ・定款又は寄付行為
- ・登記事項証明書
- ・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- ・収支計算書又は損益計算書（直近3年分）
- ・貸借対照表（直近3年分）
- ・財産目録（最新のもの）

イ 企画提案書（別添様式2～4）

（ア）作成項目

次の項目について、企画提案書を作成してください。

- a 指定を受けるに当たっての基本的な考え方
- b 三重県センターの組織体制、人員配置及び人材育成
- c 事業計画

①国の補助事業等、②県からの委託事業、③自主事業の3つに分けて内容とスケジュールを記載してください。なお、県からの委託事業欄には、「推進員による普及啓発活動（出前講座等）の支援」「推進員の研修内容及び推進員のサポート体制」「県民への情報提供（県民からの相談等への対応含む）」について必ず記載してください。

（イ）事業に対する考え方

三重県センターの事業は原則として、①国の補助事業等、②県からの委託事業、③自主事業で構成されます。事業計画を作成するに当たっては、国の補助金等、県からの委託料、自主財源等により、予算を確保することを前提に、事業内容を検討してください。

なお、県からの委託料については430万円（年額）と仮定して、国については地域における地球温暖化防止活動推進業務費を380万円と仮定して検討してください。

ウ 財政計画書（別添様式5）

企画提案書に記載したそれぞれの事業について、その必要経費（単年度の見込額）、財源を記載してください。

エ 活動歴報告書（別添様式6）

過去3年分の地球温暖化対策等環境保全に関する活動実績を記載してください。

オ 事務所平面図（別添様式7）

事務所の平面図を記入し、事務的な作業ができるスペース及び相談スペースがどの部分か分かるようにしてください。

カ 申立書（別添様式8）

様式に基づき作成してください。

(3) 応募方法

直接（6）の提出先まで持参してください。応募の受付は、令和2年12月29日から令和3年1月3日を除く平日の9時から17時までです。なお、あらかじめ持参される日時をご連絡ください。

(4) 提出部数

三重県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（別添様式1）	・・・	1部
企画提案書（別添様式2～4）	・・・	7部
財政計画書（別添様式5）	・・・	7部
活動歴報告書（別添様式6）	・・・	7部
事務所平面図（別添様式7）	・・・	7部
申立書（別添様式8）	・・・	1部

(5) 応募書類の取り扱い

- ・期限を過ぎた応募は、無効となります。
- ・応募書類の内容について疑問等ある場合、追加書類の提出を求められることがあります。
- ・応募書類は、三重県情報公開条例に基づき、原則として公開の対象となります。
- ・応募書類は、返却いたしません。

(6) 応募書類の提出先及びお問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班（県庁8階）

TEL：059-224-2368 FAX：059-229-1016 E-mail：earth@pref.mie.lg.jp

## 7 質疑及び回答

(1) 書類作成に関する質疑応答

書類作成に関し質問がある場合は、質問書（別添様式9）を次のとおり提出してください。

ア 提出期限

令和3年1月5日（火）15時（必着）

イ 提出方法

上記（6）の提出先まで持参、ファックスまたは電子メールにより提出してください。

ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず提出先まで電話により着信の確認をしてください。

なお、電子メールの件名は「三重県地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集に係る質問」としてください。

（2）質問に対する回答方法

質問に対する回答は、随時質問者あてに行うとともに、三重県ホームページ（「地球温暖化対策」<https://www.pref.mie.lg.jp/eco/ondanka/index.htm>）に掲載します。

なお、回答は令和3年1月8日（金）までに行います。

## 8 指定団体の決定方法

指定団体は、三重県地球温暖化防止活動推進センター選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、選定を行います。選定要領は別添のとおりです。

なお、選定に当たっては、選定委員会によるヒアリングを実施します。ヒアリング実施の際は、プレゼンテーションを行っていただきます。日程については、別途お知らせします。

## 9 指定の取消

三重県知事が、三重県センターの財産状況又はその事業の運営に関し改善措置を命じた場合において、三重県センターがその命令に違反した場合、その他三重県センターとして指定することが適当でないとするときは、指定を取り消すことがあります。

また、応募資格を満たさなくなった場合は、指定を取り消します。

三重県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書

令和 年 月 日

三重県知事 鈴木 英敬 へ

住所

団体の名称

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第38条第1項の規定及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号）第6条第1項及び第2項の規定に基づき、三重県地球温暖化防止活動推進センターの指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 2 事務所の名称及び所在地
- 3 申請に係る担当者及び連絡先
  - (1) 担当者  
役職  
氏名
  - (2) 担当者の連絡先  
電話  
F A X  
E - m a i l
- 4 添付書類
  - (1) 定款又は寄付行為
  - (2) 登記事項証明書
  - (3) 役員の名簿、住所及び略歴を記載した書面
  - (4) 収支計算書又は損益計算書（直近3年分）
  - (5) 貸借対照表（直近3年分）
  - (6) 財産目録（最新のもの）
  - (7) 企画提案書 [別添様式2～4]
  - (8) 財政計画書 [別添様式5]
  - (9) 活動歴報告書 [別添様式6]
  - (10) 事務所平面図 [別添様式7]
  - (11) 申立書 [別添様式8]

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

三重県知事 鈴木 英敬 へ

住所  
 団体の名称  
 代表者の氏名

三重県地球温暖化防止活動推進センター（令和3年度～令和7年度）の指定を受けたいため、当該業務について企画提案書を提出します。

なお、本提案書の記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

担当者連絡先

担当所属名・所在地	
担当者 役職・氏名	
電 話 番 号	
ファックス番号	
電子メールアドレス	

様式3

指定を受けるに当たっての基本的な考え方（現状を踏まえた5年間の取組方針）
組織体制、人員配置及び人材育成

様式 4 - 1

**国の補助事業等に係る事業計画**

事業内容	事業実施に当たっての課題
1 ○○○○事業（第○号事業） ○○○○○○○○○○…  2 ○○○○事業（第○号事業） ○○○○○○○○○○…	

※各事業名の右隣に法第 38 条第 2 項第 1 号～第 6 号のうち、どの事業に該当するかを記載してください。



県からの委託事業に係る事業計画

事業内容	事業実施に当たっての課題
<p>1 推進員による普及啓発活動（出前講座等）の支援に係る事業（第1号事業） ○○○○○○○○○○○…</p> <p>2 推進員の研修内容及び推進員のサポート体制に係る事業（第1号事業） ○○○○○○○○○○○…</p> <p>3 県民への情報提供（県民からの相談等への対応含む）に係る事業（第1・2号事業） ○○○○○○○○○○○…</p> <p>4 ○○○○事業（第○号事業） ○○○○○○○○○○○…</p> <p>5 ○○○○事業（第○号事業） ○○○○○○○○○○○…</p>	

※各事業名の右隣に法第38条第2項第1号～第6号のうち、どの事業に該当するかを記載してください。

様式 4 - 3

自主事業に係る事業計画

事業内容	事業実施に当たっての課題
1 ○○○○事業 (第○号事業) ○○○○○○○○○○…  2 ○○○○事業 (第○号事業) ○○○○○○○○○○…	

※各事業名の右隣に法第 38 条第 2 項第 1 号～第 6 号のうち、どの事業に該当するかを記載してください。

財 政 計 画 書

団体の名称			
番号	事業名	必要経費（千円）	財源
1			国・県・自主
2			国・県・自主
3			国・県・自主
4			国・県・自主
5			国・県・自主
6			国・県・自主
7			国・県・自主
8			国・県・自主
必要経費合計（千円）			
財源内訳	国の補助事業等に係る経費計（千円）		
	県の委託事業に係る経費計（千円）		
	自主事業に係る経費計（千円）		

※「必要経費」欄は、事業実施に当たっての必要経費（単年度の見込額）を千円単位（税込）で記入してください。

※「財源」欄は、国（国の補助金等）、県（三重県の委託料）、自主（自主財源）の何れか該当するところに○印をしてください。

※記載欄は必要に応じて追加してください。

活 動 歴 報 告 書

団体の名称	
年 月 日	活 動 内 容

※過去3年間の地球温暖化対策等環境保全に関する活動実績を記載してください。

※「年月日」欄は、活動を行った年月日や期間等を記載してください。

※「活動内容」欄は、事業の概要（場所、具体的な内容、参加者数、事業費等）を記載してください。

※記載スペースは、必要に応じて追加してください。また、参考資料（チラシ等）がある場合は、添付してください。

様式7

## 事 務 所 平 面 図

※事務所の平面図を記入し、事務的な作業ができるスペース及び相談スペースがどの部分か分かるようにしてください。（平面図を添付していただいても結構です。）

申 立 書

令和 年 月 日

三重県知事 鈴木 英敬 あて

住所

団体の名称

代表者の氏名

三重県地球温暖化防止活動推進センターの指定を申請するにあたり、当団体は下記事項のすべてを満たすことを申し立てます。

記

- 1 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- 2 特定の公職にある者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う団体でないこと。
- 3 暴力団でないこと又は暴力団もしくはその構成員等の統制下にある団体でないこと。
- 4 センター指定後、地球温暖化対策の推進に関する法律第 38 条第 6 項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して 2 年を経過していない者を法律第 38 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 6 号（同項第 2 号又は第 3 号に附帯する事業に係る部分に限る。）の規定による事業に従事させないこと。

質 問 書

令和 年 月 日

三重県知事 鈴木 英敬 へ

住所  
団体の名称  
代表者の氏名

三重県地球温暖化防止活動推進センター（令和3年度～令和7年度）指定団体募集について質問がありますので質問書を提出します。

記

【質問事項】

〇〇〇〇〇〇について

（質問事項を具体的に記入してください。）

担当者連絡先

担当所属名・所在地	
担当者 役職・氏名	
電 話 番 号	
ファックス番号	
電子メールアドレス	

地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

(地域地球温暖化防止活動推進センター)

第三十八条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限つて、地域地球温暖化防止活動推進センター(以下「地域センター」という。)として指定することができる。

- 2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。
  - 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
  - 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
  - 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
  - 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
  - 五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。
  - 六 前各号の事業に附帯する事業
- 3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。
- 4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業(同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。)に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 第一項の指定の手続その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。



(地球温暖化防止活動推進員)

第三十七条 都道府県知事及び指定都市等の長(以下「都道府県知事等」という。)は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- 三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則(抜粋)

第六条 法第三十八条第一項の規定による地域センターの指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事又は指定都市等の長(以下「都道府県知事等」という。)に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 二 事務所の名称及び所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又は寄付行為
  - 二 登記事項証明書
  - 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
  - 四 法第三十八条第二項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
  - 五 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

(名称等の変更)

第七条 地域センターは、前条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2 都道府県センターは、前条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を都道府県知事に提出しなければならない。

(欠格事由)

第八条 地域センターは、法第三十八条第六項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して二年を経過していない者を同条第二項第二号、第三号又は第六号(同項第二号又は第三号に附帯する事業に係る部分に限る。)の規定による事業に従事させてはならない。

(都道府県知事等への報告等)

第九条 地域センターは、毎年度の事業開始前に、事業計画書及び収支予算書を都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、最初の事業年度においては、法第三十八条第一項の規定により地域センターとしての指定を受けた日以後遅滞なく提出するものとする。

2 地域センターは、毎年度終了後三月以内に、事業報告書及び収支決算書を都道府県知事等に提出しなければならない。

3 都道府県知事及び指定都市等の長は、その指定に係る都道府県センターの事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、地域センターに対し、その財産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。